



別記様式第 1号 (7条関係)

受付番号	平成28年 第89号
受付日	平成28年10月20日
送付日	平成28年10月21日
答弁受理日	平成28年11月8日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

平成11年、京都府内のある業者が交野市森で動物霊園を建設する計画が浮上しました。交野市役所は、地元住民の反発を受け、ある業者と交渉し、土地代約4600万円と営業補償費約1億3200万円を支払いました。平成12年9月、ある市民グループは、営業補償費は違法だと提訴しました。平成14年6月、大阪地方裁判所は、北田輝雄元市長に営業保証費を交野市役所に返還するよう求める判決を出しました。平成15年6月、大阪高等裁判所は、北田輝雄元市長に営業保証費を交野市役所に返還するよう求める大阪地方裁判所の判決を支持する判決を出しました。判決の中で、大阪高等裁判所は、環境を守るということで、自治体が土地を買うかどうか、いくらで買うかは裁量の範囲ではなく、自治体の予算に限界があり、必ずしも土地を買う必要性、緊急性がない場合に、市長の裁量の範囲内ということにはならず、厳しく制限されると厳しく交野市役所を指弾しました。平成17年9月、最高裁判所は、上告を棄却し、判決が確定しました。判決を受けて、交野市役所は北田輝雄元市長に対し利息を含め約1億8100万円を請求しました。平成18年、交野市役所は、北田輝雄元市長が所有する交野市内の自宅と土地を競売にかけるなどし、約8200万円を回収しました。平成20年2月、北田輝雄元市長は、「これ以上の支払いは困難」として、大阪簡易裁判所に民事調停を申し立てました。しかし、北田輝雄元市長が減免措置と月額2万円の支払を求めたため、調停が不調に終わりました。

国民健康保険料や市税の滞納者に対し、預金の差押等、厳しい取立を行う中、北田輝雄元市長に対する平成18年度以降の回収額、差押の有無、利息、未回収額、を年度別にお伺いいたします。なお、適切な対処ができていないと判断される場合は、直ちに住民監査請求を提起いたします。



別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日： H28年11月8日

担当部局： 総 務 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

- 1 受付番号 平成28年 第89号については、別添資料のとおり

以上

動物霊園最高裁判決後年度別債権回収状況(年度末時点)

(単位:円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
回収額	76,508,478	0	160,000	220,000	0	0	0	0	50,000	110,000
差押えの有無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無
利息	13,664,625	17,742,058	21,648,350	25,494,642	29,560,934	33,627,226	37,693,518	41,759,810	45,776,102	49,732,394
未回収額	94,990,477	99,067,910	102,974,202	106,820,494	110,886,786	114,953,078	119,019,370	123,085,662	127,101,954	131,058,246